| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 0.15以上0.56未満 | 無し | 0.31 | 1.47 | | |
| | 有り | 0.31 | 2.22 | 0.50 | |
| 0.15未満 | 無し | 0.63 | 1.72 | | |
| | 有り | 0.63 | 2.22 | 0.72 | |

附　則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

**○国土交通省告示第四百八十二号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第七号及び第四十条の五第四項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第七号及び第四十条の五第四項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵（かし）担保責任保険契約とする。

一　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第四号及び第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第七号及び第四十条の五第四項第七号に規定する修繕又は模様替に限る。）をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、リフォーム工事瑕疵担保責任（当該増改築等の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該工事の請負人の損害を塡補するものであること。

附　則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

**○国土交通省告示第四百八十三号**

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第四項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

一　介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

二　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

三　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

ロ　浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

ハ　固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

ニ　高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

四　便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

ロ　便器を座便式のものに取り替える工事

ハ　座便式の便器の座高を高くする工事

五　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

六　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

七　出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

ロ　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

ハ　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

八　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

**○国土交通省告示第四百八十四号**

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第29条の2第4項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第4に掲げる地域区分をいう。以下同じ。）が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）とする。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウ